

狛江市生涯学習サイト管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市（以下「市」という。）が提供する生涯学習サイトの適正な管理及び効率的な運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) サイト 市が設置するウェブサイトで、第14条第1項の規定による登録団体等の情報及び第15条の規定による市の情報を提供するものをいう。

(2) システム サイト及び構成機器の総称をいう。

(サイト管理者)

第3条 市長は、サイトを適正に構築し、管理運営を行うためにサイト管理者を置く。

2 サイト管理者は、生涯学習担当課長の職にある者をもって充てる。

3 サイト管理者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) ID及びパスワード（以下「ID等」という。）の管理

(2) サイトの保守及び管理

(3) トラブルの予防及び発生時の対応

(4) データの記録及び保管

(5) その他サイト管理者が別に定める事項

(管理運営の委託)

第4条 市長は、システムの管理運営を事業者等に委託することができるものとする。

(登録の要件)

第5条 サイトに情報を登録できる団体及び講師（以下「団体等」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内において非営利活動を行う団体等であること。

(2) 特定の宗教並びに特定の教派、宗派及び教団の活動を目的とする団体等でないこと。

(3) 特定の政党その他の政治団体若しくは当該団体に所属する講師又は公の選挙に関し特定の候補者を支持する団体等でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制下にある団体等でないこと。

(5) その他市長が登録することによりサイトの運営に支障を来たすおそれがあると認める団体等でないこと。

2 サイトに情報を登録できる団体は、前項各号に掲げる要件を満たすもののほか、代表者及び連絡責任者（サイトに関して問合せがあった際に責任を持って対応する者をいう。以下同じ。）が特定できる団体とする。

(登録届)

第6条 サイトに情報を登録しようとする団体は、狛江市生涯学習サイト団体新規登録・変更届（第1号様式）を、登録しようとする講師は、狛江市生涯学習サイト講師新規登録・変更届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の審査及び登録)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第5条に規定する登録の要件を満たしていることを確認の上、届出のあった情報を登録するものとする。

(登録情報の利用)

第8条 市長は、次に掲げる事由に該当するときは、市民等の生涯学習活動を促進し、又は支援する目的で、登録情報を利用できるものとする。

- (1) サイト管理者から前条の規定により登録された団体等（以下「登録団体等」という。）に生涯学習に関する案内を行うとき。
- (2) サイト管理者が緊急時に登録団体等に連絡を行うとき。
- (3) その他生涯学習に関する業務の推進のため市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、サイト管理者は、本人及び登録団体等による事前の承諾がある場合を除き、サイトの登録情報のうち狛江市個人情報保護条例（平成13年条例第1号）第2条第1号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を利用してはならない。

(登録情報の提供)

第9条 サイト管理者は、前条第1項に規定する目的で、当該管理者の案内業務に必要なときは、紙面等の方法を問わず、サイトの登録情報を提供することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、サイト管理者は、本人及び登録団体等による事前の承諾がある場合を除き、サイトの登録情報のうち個人情報を提供してはならない。

3 サイト管理者は、第1項の目的に反して登録団体等の情報提供を求める者に対し、当該情報の提供を拒むことができるものとする。

4 サイト管理者は、登録団体等の情報提供を受けた者が第1項の目的に反してサイトの登録情報を使用したときは、当該情報の利用停止を請求することができるものとする。

(ID等の交付)

第10条 サイト管理者は、登録団体等が希望する場合に、サイト編集時に使用する利用者のID等を交付することができるものとする。

2 登録団体等は、交付後のID等の管理について責任を負うものとする。

3 登録団体等は、交付後のID等を譲り渡すことはできないものとする。

4 サイト管理者は、登録団体等が交付されたID等を使用するにあたり、登録団体等の故意又は過失により生じた第三者の損害について一切の責任を負わないものとする。

(ID等の抹消)

第11条 サイト管理者は、ID等を交付された登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体等の承諾の有無にかかわらず、当該各号の情報を抹消することができるものとする。

(1) 2年間サイトへの情報掲載実績がないとき ID等

(2) 複数の登録承認を受けているとき 先発で承認された当該団体等に関する情報 (ID等を含む。)

(登録の変更)

第12条 ID等の交付を受けている登録団体等は、登録内容に変更のあったときは、次の

いずれかの方法により、登録内容を変更するものとする。

- (1) サイト内で登録内容の変更申請をし、サイト管理者の承認を得ること。
- (2) 狛江市生涯学習サイト団体新規登録・変更届又は狛江市生涯学習サイト講師新規登録・変更届を市長に提出すること。

2 ID等の交付を受けていない登録団体等は、登録内容に変更のあったときは、狛江市生涯学習サイト団体新規登録・変更届又は狛江市生涯学習サイト講師新規登録・変更届を市長に提出する方法により、登録内容を変更するものとする。

(登録の取消し)

第13条 市長は、登録団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の承認を取り消すものとする。

- (1) 狛江市生涯学習サイト登録情報取消届（第3号様式）を市長に提出したとき。
- (2) 第5条に規定する登録要件を欠いたとき。
- (3) ID又はパスワードを不正使用したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 登録の承認を取り消された団体等は、サイト内から全ての情報が抹消され、当該サイトで保有する全ての権利を失うものとする。

(登録団体等による情報掲載)

第14条 登録団体等は、次の各号に掲げる情報をサイト上に掲載することができるものとする。

- (1) イベント情報
- (2) 募集情報
- (3) お知らせ
- (4) 活動紹介
- (5) その他市長が必要と認める情報

2 登録団体等は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報及び当該各号に掲げる情報を掲載しているホームページのURLをサイト上に掲載することができないものとする。

- (1) 公序良俗に反する情報
- (2) 法令等に違反する情報
- (3) 他の登録団体及び第三者の著作権、肖像権及び知的財産権を侵害する情報
- (4) 他の登録団体及び第三者を誹謗又は中傷する情報
- (5) 他の登録団体及び第三者に不利益を与える情報
- (6) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動その他これに類似する情報
- (7) サイトの運営を妨害する情報
- (8) その他市長が不相当と認める情報

(市による情報掲載)

第15条 市長は、次の各号に掲げる情報をサイト上に掲載することができるものとする。

- (1) 登録団体等の紹介
- (2) 公的施設案内及び公的情報のリンク
- (3) 登録案内及びサイト利用に関する案内

(4) その他支援に必要とされる情報
(掲載の中断及び停止等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録団体等の承諾を得ることなく、掲載する情報の一部若しくは全部を一時中断し、又は停止することができるものとする。

- (1) サイトの定期保守、更新等緊急に停止する必要があるとき。
- (2) 火災、天災等の不可抗力により、情報の掲載が困難となったとき。
- (3) インターネットを通じた不正アクセスにより、情報の掲載が困難なとき。
- (4) その他不測の事態により、情報の掲載が困難なとき。

(掲載する情報の内容の変更等)

第17条 市長は、第14条第2項各号に掲げる情報又は当該各号に掲げる情報を掲載しているホームページのURLがサイト上に掲載されているときは、登録団体等の承諾を得ることなく、当該情報の内容を変更し、又はサイト上の掲載を中止することができるものとする。

(サイトの閉鎖)

第18条 市長は、一定の予告期間において、サイトの閉鎖を行うことができるものとする。

(著作権等)

第19条 登録団体等は、事前に市又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、サイトを通じて提供される著作物を著作権法（昭和45年法律第48号）第30条で定める私的利用の範囲内でのみ利用するものとする。

(有料広告の掲載)

第20条 サイト管理者は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年要綱第84号）の規定に基づいて、有料広告を本サイトに掲載することができるものとする。

(免責)

第21条 市は、理由のいかんを問わず、サイトの情報提供が遅延、中断、停止又は変更したことに起因し、登録団体等が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

2 市は、登録団体等がサイトの利用を通じて得た情報等の正確性、特定の目的への適合性等について、一切の責任を負わないものとする。

3 市は、サイトの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負わないものとする。

4 登録団体等は、サイトを通じて提供される情報に関し、他の登録団体等又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、市に損害を与えないようにしなければならない。

(個人情報の管理)

第22条 市長は、サイト運営に係る個人情報について、狛江市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止及び個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年10月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し必要な準備行為については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

第1号様式から第3号様式まで（省略）